

氏名	吉井 涼		
学位の種類	博士（障害科学）		
学位記番号	博甲第	7976	号
学位授与年月	平成 29年 1月 31日		
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当		
審査研究科	人間総合科学研究科		
学位論文題目	20世紀前半アメリカ合衆国公立学校における学業・行動問題 への心理学者の着目と検査・分類方法の模索－臨床的対応から 特殊学級制度への関与－		
主査	筑波大学教授	博士（心身障害学）	岡 典子
副査	筑波大学教授	博士（教育学）	安藤 隆男
副査	筑波大学准教授	博士（障害科学）	米田 宏樹
副査	筑波大学教授	博士（教育学）	藤田 晃之

論文の内容の要旨

吉井 涼氏の博士学位論文は、アメリカ公立学校に関与した最初期の心理学者に着目し、その実践の成果、意義、制約を明らかにしたものである。その要旨は以下のとおりである。

（研究の目的と方法）本研究の目的は、義務教育制度の実効化に伴って多様な子どもたちが公立学校に混在し、その対応が喫緊の課題と看做された 20 世紀前半のアメリカを対象として、精神薄弱のような明確な障害は認められないにもかかわらず、学業・行動に問題を示す子どもに対し、臨床的対応を通じて検査・分類を可能にしようとした臨床心理学の祖 L. ウィトマーと、個別的な対応の意義と限界を認識し、自身の臨床的対応による知見を公立学校制度内に応用しようとした J. E. W. ウォーリンの 2 名の心理学者に焦点をあて、彼らの思想と実践を究明することに設定されている。この目的を達成するため、吉井氏は①ウィトマーとウォーリンが公立学校における学業・行動問題に関心を示した理由と彼等が指向した対応策の解明、②彼等が実際に行った臨床的対応の詳細の検討と、その理論と方法が後年、特殊学級の対象を判断するための検査・分類に果たした役割の解明、③学業・行動問題の再分化と、再分化された学業・行動問題が特殊学級制度のなかに位置づけられていく過程の解明、の 3 点を具体的な検討課題として設定している。

研究方法としては、ウィトマー、ウォーリンの 2 名の心理学者に加え、ウィトマーの活動拠点であったペンシルベニア州フィラデルフィア、ならびにウォーリンが活躍したミズーリ州セントルイスおよびデラウェア州を分析対象とし、両心理学者の著書・論文はもとより、関係各都市の教育委員会年次報告書、心理クリニックのケースレコード、各種会議録や当時の研究雑誌等、資料的価値

の高い一次資料を豊富に駆使して分析を行っている。対象時期としては、アメリカの公立学校で学業・行動問題が顕在化する 19 世紀末から、特殊教育行政が州レベルで確立する 1940 年代初頭が設定されている。

(本論の構成と各章の要旨) 本論は時期区分に基づき、3 章で構成されている。第 1 章は、アメリカ初の心理クリニックが開設される 19 世紀末から、学業・行動問題に対する試行的な対応が行われる 1910 年代頃までを、第 2 章はウィトマー、ウォーリンの 2 名の心理学者による学業不振・行動問題への診断と指導が本格化し、公立学校に診断理論を応用し始める 1910 年代～1920 年代を、さらに第 3 章は、学業・行動問題の状態像が細分化され、個に応じた教育環境の整備が進められ、特殊学級制度への位置づけが模索される 1930 年代～1940 年代初頭を設定している。

第 1 章「心理学者による学業・行動問題への着目とその意味」では、2 名の心理学者が学業・行動に問題を示す子どもに着目していく過程を明らかにしている。ウィトマーとウォーリンはいずれも実験心理学を学問的基盤とし、初期には S. ホールの児童研究運動に影響を受けながら、公立学校教員や子どもとの実際のかかわりを経て、次第に非精神薄弱としての学業・行動問題に関心を寄せるようになっていく。この時期のウィトマーとウォーリンについて、吉井氏は、両者がいずれも大学に心理クリニックを開設し、クリニックでの臨床的対応に問題解決の最初の糸口を求めていったことを共通点として指摘する。吉井氏によれば、この時期のウィトマーは、当時の実験心理学の科学的精神を継承しつつもその方法論に対しては批判的であり、より個別性を重視した実践的方法を模索していったという。一方、ウォーリンについては、国内への導入後間もないビネ尺度の改訂や試行を実施するなかで、本来は精神薄弱ではない子どもが、ビネ尺度により誤って精神薄弱と診断される可能性を危惧し、精神薄弱と学業不振の分類問題に着目するようになっていったとする。

続く第 2 章「学業・行動問題に対する臨床的対応の実態と特殊学級制度への応用」では、ふたりの心理学者がいかなる方法によって子どもの状態像を検査・分類し、彼らの問題に対処しようとしたのか、さらにこうした実践の成果が公立学校、とりわけ都市の特殊学級制度にいかなる影響を与えたのかを明らかにしている。ウィトマーは、指導よりも診断を重視し、詳細で多様な検査と個別的指導の組み合わせにより、子どもの状態の改善を目ざした。彼の実践は、公立学校教員や特殊学級制度に対しても一定の影響を及ぼしはしたが、効率な分類手段を期待した当時の教育行政関係者にとって必ずしも魅力的なものとは映らなかったという。一方ウォーリンは、ミズーリ州セントルイス市教育委員会に開設された心理教育クリニックの所長となる。ここでの検査・分類活動を通じて当時の精神薄弱診断基準に疑問をもった彼は、行政主導による検査体制の改革により、学業・行動に問題を示す子どもの報告を市内の各公立学校に義務づけた。さらに、学業・行動に問題を示す子どもの教育環境整備を目的として、特殊学級の設置義務化に関する州法の成立にも貢献する。

第 3 章「学業・行動問題の細分化と心理学者による特殊学級制度への位置づけ」では、学業・行動問題をもつ多様な子どもの状態像がいかにして細分化されていったのか、その状態像は特殊学級制度にどのように位置づけられていったのか、さらにこうした過程にウォーリンがいかなる役割を担ったのかを解明している。なお、第 3 章では、2 名の心理学者のうち、ウォーリンのみが分析対象として設定されているが、その理由として、ウィトマーの関心が 1920 年代以降、次第に学業・行動に問題を示す子どもから英才児へと移っていったことが述べられている。1930 年代になると、行動に問題を示す子どもの状態像は神経症、情緒的不安定、非行などに細分化され、とくに情緒面を原因とする行動問題児については、従来の学業問題への対応では解決できないと考えられるよ

うになっていく。一方で、この時期になると、特定の教科に学業不振を示す子どもの存在が指摘され、精神薄弱、劣等、学業不振など学業不振のなかでもさらに詳細な分類がなされるようになっていく。ウォーリンは、こうした状態像の細分化に寄与するとともに、それぞれに合った教育環境の整備にも貢献する。彼がこの時期に活動を展開したデラウェア州では、学業問題に対し、特殊学級、機会学級、通常学級を中心とした抽出指導という程度・状態別での特殊学級制度が構想されたという。しかし現実には、学級の設置困難に加え、1900年代初頭以来のウォーリンの関心事であった精神薄弱と全般的学業不振の区別もまた、困難な課題として存在し続けた。さらに、特定の教科の学業不振の状態像も原因も多岐にわたった。

(総合的考察) それでは、ウィトマー、ウォーリンの功績と限界はいかなる点に見出し得るのか。吉井氏によれば、両者に共通する功績は、学業・行動に問題をもつ子どもの問題の特定と詳細な分類は、知能検査のような数量的なデータによる効率的な分類・区分によってではなく、継続的で個別的な臨床的対応によって初めて可能になること、その対応は訓練を経た専門家によって多くの時間をかけて行われなければならないことを提起した先進性にある。他方で、子どもの検査・分類に効率性を求め、集団式知能検査が普及していく時代にあつて、彼等の理論と方法はかならずしも公立学校制度のなかに定着せず、学校教育への影響が部分的にとどまった点に限界を認めている。さらに、ニーズに即した教育環境において特別な教育を提供すべきとの彼等の考え方は、子どもが示す状態像の原因が明確になり、ニーズの把握が可能な場合には効果的になりうるが、現実には状態像が曖昧な正常と異常の狭間に位置する子どもは常に存在し続けた。こうした状態像の曖昧さがニーズ把握の曖昧さにつながり、その結果として教育環境についても曖昧な状況を脱皮できなかったのではないかと吉井氏は考察している。

審査の結果の要旨

(批評) 本研究の第一の意義は、従来の障害児教育史と公立学校教育史がいずれも十分に検討してこなかった、いわば歴史研究上の谷間でもあり、空隙でもあった問題に深く切り込んだ点にある。明確な障害は認められないにもかかわらず学業・行動に問題を示した多数の子どもの問題は、当時のアメリカにおいて通常教育と特殊教育の谷間で看過されていただけではない。その後の障害児教育あるいは公立学校をめぐる歴史研究においても、同様に、両者の谷間に位置する問題として看過されてきたのである。しかし、本研究の意義は、単に歴史研究上の空隙を埋めたことにとどまらない。本研究が焦点をあてた学業・行動問題を示す子どものなかには、今日でいうところの発達障害、精神障害に加え、貧困、被虐待、他国からの移住など多岐にわたる環境要因に起因する困難を擁していた子どもが多数ふくまれていたと考えられるからである。教育に効率性が強く求められる時代に抗いつつ、こうした子どもの問題を提起した心理学者の理論と実践は、かたちと程度を変えて同様の問題と向き合う現代の学校教育にとっても、きわめて示唆的である。ここに本研究の第二の意義があると考えられる。

平成 28 年 11 月 8 日、学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもと論文について説明を求め、関連事項について質疑応答を行い、最終試験を行った。その結果、審査委員全員が合格と判定した。

よって、著者は博士（障害科学）の学位を受けるのに十分な資格を有するものと認める。